

長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(平成 16 年 6 月)の概要

本年 2 月 2 日に、長野県行政機構審議会からいただいた「県の外郭団体の見直しについて(答申)」を受けて、長野県では、県の行財政運営と密接な関係を有する外郭団体について、効率的・効果的な行政サービスの実施、さらには県民益の極大化の観点から見直し・検討を行い、このたび「改革基本方針」を策定しました。

長野県は、この方針に基づいて速やかに改革に着手します。

1. 方針の位置づけ

この方針は、外郭団体の改革を実施するにあたって、団体や他の出資者等にその趣旨や必要性を認識していただき、理解を得ながら共に取り組んでいくうえでの、県としての基本姿勢を示すものです。

2. 対象団体

54 団体 (県出資等外郭団体見直し専門委員会による見直し対象となった 57 団体のうち、専門委員会の検討以前に廃止が決定していた 3 団体(注)を除いたもの。)

(注)(財)長野県隣保会館 (財)長野県労働者信用基金協会 長野県観光事業(株)

3. 方針の概略

* 廃止済み又は平成 18 年度末までに廃止予定の団体

方針の区分	団 体 名
団体の廃止 (9 団体)	<p>(特) 長野県土地開発公社 (用地先行取得事業の県直営化による効率化のため。)</p> <p>* (財) 長野県勤労者福祉事業団 (管理運営を行っている施設が縮小されてきており、また、地方自治法の改正により公の施設の管理運営が民間事業者でも可能となったことから、当事業団の存在する必要性が低下しているため。)</p> <p>* (財) 長野県建設技能振興基金 (本来業界団体が自主的に対応すべき内容であるため。)</p> <p>* (特) 長野県漁業信用基金協会 (資金需要が低下し債務保証業務が終了するため。)</p> <p>(社) 長野県林業公社 (木材価格の低迷、多額の長期債務などによる、極めて厳しい経営状況を抜本的に解決するため。)</p> <p>(特) 長野県道路公社 (新規路線の建設が停止されており、道路網整備促進への一定の役割が終了したため。)</p> <p>* (財) 長野県公園公社 (地方自治法の改正により公の施設の管理運営が民間事業者でも可能となったことから、公園の管理運営は県直営化し、必要に応じ民間事業者へ業務を委託するため。)</p> <p>* (財) 長野県学生寮 (受益者が東京近郊の学生に限定されており、寮も老朽化しつつあるため。)</p> <p>* (社) 長野県地域開発公団 (事業内容が民間企業と競合しており、また、企業局が保健休養地の分譲を終了し、当公団の各事業とも低調に推移しているため。)</p>
県関与の廃止 (11 団体)	<p>(財) 長野県テクノ財団</p> <p>(財) 木曾地域地場産業振興センター</p> <p>(財) 飯伊地域地場産業振興センター</p> <p>(社) 長野県林業コンサルタント協会</p> <p>(財) 長野県緑の基金</p> <p>(財) 長野県建設技術センター</p> <p>(財) 長野県下水道公社</p> <p>(財) 長野県建築住宅センター</p> <p>* (社) 長野県高圧ガス保安公社</p> <p>浅間高原観光開発(株)</p> <p>(財) 長野県暴力追放県民センター 1</p>
県関与の見直し (13 団体)	<p>(財) 長野県消防協会 2 松本空港ターミナルビル(株)</p> <p>(財) 長野県国際交流推進協会</p> <p>(財) 長野県長寿社会開発センター</p> <p>(社福) 長野県社会福祉協議会</p> <p>(社福) 長野県社会福祉事業団</p> <p>(特) 長野県職業能力開発協会</p> <p>(財) 長野県生活衛生営業指導センター</p> <p>(社) 長野県地域包括医療協議会</p> <p>(財) 長野県文化振興事業団</p> <p>(財) 長野県中小企業振興公社</p> <p>(社) 長野県原種センター</p> <p>(財) 長野県体育協会</p>

方針の区分	団体名
団体や事業の統合 (8 団体)	(社) 長野県私立幼稚園協会 (社) 長野県私立短期大学協会 (社) 長野県私学振興協会 (特) 長野県信用保証協会 (財) 長野県農業開発公社 (社) 長野県農業担い手育成基金 (特) 長野県農業信用基金協会 (特) 長野県農業会議
事業推進に対して積極的に支援 (2 団体)	(株) 長野協同データセンター (財) 長野県アイバンク・臓器移植推進協会
事業の縮小等その他の改革 (11 団体)	(財) 長野県国民年金福祉協会 (財) 信州医学振興会 (財) 長野県健康づくり事業団 (財) 長野県廃棄物処理事業団 (社) 長野県観光協会 3 (社) 長野県畜産物価格安定基金協会 * (社) 長野県生乳検査協会 (社) 長野県果実生産出荷安定基金協会 (財) 長野県林業用苗木安定基金協会 (財) 長野県林業労働財団 (特) 長野県住宅供給公社 4

[行政機構審議会答申との主な相違点]

- 1 (財) 長野県暴力追放県民センター
答申では「団体の廃止(事業の県直営化)」とされていたが、県補助金に依存した運営体制を改め、自発的意思に基づく民間運動の担い手として望ましい団体に生まれ変わる必要があり、また、県警とそれを補完する知事部局の体制強化によって、現状よりはるかに強力な暴力追放体制を構築するため、「県関与の廃止(県警の改革による暴力追放体制の強化)(自発的意思に基づく広範な民間運動の推進)」とした。
- 2 (財) 長野県消防協会
答申では、「団体への県関与の廃止(県関与事業の県直営化)」とされていたが、県と当協会のみではなく、市町村や消防団といった消防の担い手全体の中で役割分担を明確にしていくことが重要であることから、「県関与の見直し(県と市町村及び団体との役割分担の明確化)」とした。
- 3 (社) 長野県観光協会
答申では「団体の廃止(株式会社化)」とされていたが、株式会社化のためには十分な採算性の確保が必要であり、株式会社以外の選択肢も含めて民間主導の運営体制を検討するために「民間主導の団体へ」とした。
- 4 (特) 長野県住宅供給公社
答申では「団体の廃止(制度的な制約を解消した段階で)」とされていたが、現行法上、自主解散を可能とする制度・スキームがない中で廃止を打ち出すことは、利用者や金融機関にいたずらな不安を与えることになるため、「事業の縮小(制度改正後に改革基本方針を見直し)」とした。

4. 改革の基本的な考え方（要約）

今回の「改革基本方針」の策定にあたっては、主に以下のような観点からの検討を行いました。

社会経済情勢の変化に伴い、その設立目的であった事業自体が現在では必ずしも必要とされていないケースについては、当該事業さらには団体の廃止を求める。

単独の外郭団体では事業の効率的な実施を図ることが難しくなっているケースについては、他の類似団体への統合を求める。

多様な主体（NPO、民間企業）が参入することにより、創意・工夫をし、刺激しあって競争する中で、県民がニーズに応じたサービスを選択できるような仕組みを実現する必要があるため、実質的に参入障壁を除いていく。

本来は県本体が実施すべき事業まで外郭団体が実施しているケースについては、事業内容を精査したうえで、必要な事業については県による直接実施を検討する。

外郭団体への県による過度な関与により、団体の自律的な運営や事業実施における効率性が阻害されているケースについては、県職員等による団体のマネジメント層への人的関与を見直す。

国の規制等によって県民益をもたらす改革が阻害されている場合は、他県などとも連携し、国に制度改革等を求める。

5. 今後のスケジュール

この方針に基づいて速やかに改革に着手します。

なお、財政上の問題やプロパー職員の雇用等について課題を有する外郭団体については、県全体の組織改革や財政改革推進プログラムの改定と連動させた検討を行い、本年9月を目途に「改革実施プラン」を策定します。

「改革実施プラン」策定予定の団体

(特)長野県土地開発公社 (財)長野県勤労者福祉事業団 (社福)長野県社会福祉事業団
(社)長野県林業公社 (特)長野県道路公社 (財)長野県公園公社 (社)長野県地域開発公団